

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の
出席停止について

保護者各位

臼井幼稚園

令和5年7月12日改訂

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症（以下インフルエンザ等とする）は、学校・幼稚園などにおいて、流行する恐れのある感染症です。学校保健安全法施行規則第19条により、出席停止期間が決められています。インフルエンザ等と診断を受けた場合、十分療養し、回復してから登園するようにしてください。

また、登校する時にはいし医師のまた、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症」における療養報告書に療養経過を記入し、幼稚園へ提出をお願いします。なお、出席停止期間は欠席とはなりません。

* 別紙「出席停止期間の数え方」をご確認の上、出席停止期間中はご家庭で療養してください。

* 登園を再開されても、症状が見られた場合は、再度受診をお願いする場合があります。

..... キ リ ト リ

療養報告書

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症

クラス _____

園児名 _____

「インフルエンザ（**A型・B型・未判定**）」、「新型コロナウイルス感染症」との診断を受け療養中のところ、下記経過のとおり、出席停止期間の基準を全て満たす状態に回復したことを報告します。

よって、 月 日より登園します。

1 発症した日（発熱した日） _____ 月 _____ 日

2 解熱した日（平熱に戻った日） _____ 月 _____ 日

3 受診した医療機関名： _____

上記のとおり相違ありません。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____

<インフルエンザ>

<出席停止期間の基準>

☆発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで。

<療養期間>

	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
パターン1	発症									
	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日
	療養期間（登園不可）					→	登園可能			
パターン2	発症									
	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	③	登園可能
			解熱	①	②	③	登園可能			
パターン3	発症					解熱	①	②	③	登園可能

* 発症した日を0日、解熱した日の翌日を1日目と数えます。

* 一度解熱した後も再度発熱することがあるので、登園までは毎日検温してください。

* 発熱が続く、咳が長引くなどの場合は、再度医療機関を受診してください。

* 治癒後にご家族が罹患した場合、そのご家族が同じインフルエンザの型であれば登園できます。

<新型コロナウイルス感染症>

<出席停止期間の基準>

☆発症した後5日を経過解熱し、かつ症状が軽快した後24時間以上を経過するまで。

<療養期間>

	水	木	金	土	日	月	火	水
パターン1	発症							
	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
	療養期間（登園不可）					→	登園可能	
パターン2	発症				解熱し、 症状が 軽快		登園可能	
パターン3	発症					解熱	症状が 軽快	登園可能

* 治癒後にご家族が罹患した場合は登園可能です。

* 療養中の方の園やバス停へのお迎えはご遠慮ください。